

事 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 1 6 日

機 能 性 表 示 食 品 届 出 者
特 定 保 健 用 食 品 表 示 許 可 等 取 得 者 御 中

消 費 者 庁 食 品 表 示 課

機 能 性 表 示 食 品 及 び 特 定 保 健 用 食 品 の 健 康 被 害 の 情 報 提 供 に つ い て

食 品 表 示 基 準（平 成 27 年 内 閣 府 令 第 10 号）別 表 第 27 の 3 の 項 第 1 号 及 び 第 2 号 並 び に「特 定 保 健 用 食 品 の 表 示 許 可 等 に つ い て」（平 成 26 年 10 月 30 日 消 食 表 第 259 号）別 添 1「特 定 保 健 用 食 品 の 審 査 等 取 扱 い 及 び 指 導 要 領」に 規 定 さ れ て い る 健 康 被 害 に 関 す る 情 報 提 供 に つ い て は、健 康 被 害 の 発 生 及 び 拡 大 の お そ れ が あ る 旨 の 情 報 を 得 た 場 合 に は、速 や か に、当 該 情 報 を 都 道 府 県 知 事 等（都 道 府 県 知 事、保 健 所 を 設 置 す る 市 の 市 長 又 は 特 別 区 の 区 長 を い う。以 下 同 じ。）に 提 供 し、併 せ て、消 費 者 庁 長 官 に も 提 供 す る こ と と な っ て い る。

今 般、「食 品 衛 生 申 請 等 シ ス テ ム」の 改 修 が 行 わ れ、本 シ ス テ ム を 用 い て 機 能 性 表 示 食 品 及 び 特 定 保 健 用 食 品 の 健 康 被 害 に 関 す る 都 道 府 県 知 事 等 へ の 情 報 提 供 が で き る よ う に な る 予 定 で あ る（令 和 8 年 4 月 1 日 以 降）。「食 品 衛 生 申 請 等 シ ス テ ム」は、消 費 者 庁 に お い て も 内 容 を 確 認 す る こ と が で き る こ と か ら、本 シ ス テ ム に よ り 健 康 被 害 に 関 す る 情 報 を 提 供 し た 場 合 に は、消 費 者 庁 長 官 に も 提 供 し た と 取 り 扱 う こ と と す る。

以 上 の 取 扱 い に つ い て、御 了 知 の 上、適 切 に 御 対 応 い た だ き た い。